# 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

**手数料等の諸経費について**

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

**クーリング・オフの適用について**

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

## 4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

**5. 当社の概要**

| | |
|---|---|
| ・商号等 | マネックス証券株式会社<br>金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号 |
| ・本店所在地 | 〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 |
| ・設立 | 1999 年 5 月 |
| ・資本金 | 13,195,101,821 円※ |
| ・主な事業 | 金融商品取引業 |
| ・加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、<br>一般社団法人 金融先物取引業協会、<br>一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、<br>一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
| ・指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター |
| ・連絡先 | ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。<br>お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料）<br>03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）<br>ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。<br>当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。 |

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

**当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
　　： 携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

**金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

# 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

**例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合**

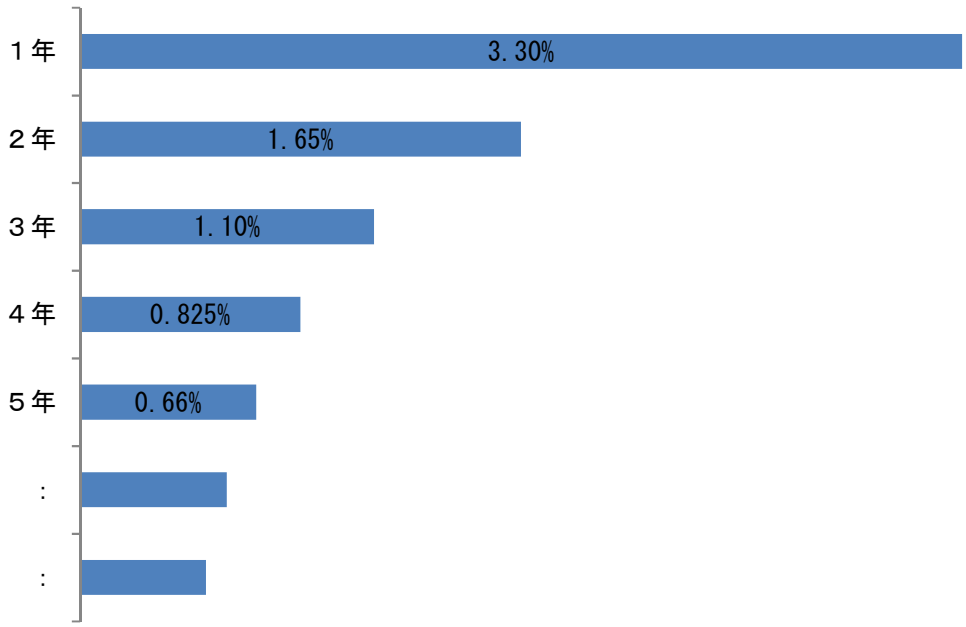


※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

# 投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年5月23日

各ファンドは、特化型運用を行います。

# USストラテジック・インカム・ファンド
## Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
## 愛称：債券王

追加型投信／内外／債券

この目論見書により行う「USストラテジック・インカム・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年5月22日に関東財務局長に提出しており、2026年5月23日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧できます。
  本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］

**アセットマネジメントOne株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長（金商）第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円（2026年2月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:23兆3,627億円
（2026年2月末現在）

**委託会社への照会先**

【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間:営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］

**みずほ信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ＜ファンドの名称について＞

各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

| 正式名称 | 略　　称 |
|---|---|
| USストラテジック・インカム・ファンド　Aコース（為替ヘッジあり） | Aコース（為替ヘッジあり） |
| USストラテジック・インカム・ファンド　Bコース（為替ヘッジなし） | Bコース（為替ヘッジなし） |

◆上記各ファンドを総称して「USストラテジック・インカム・ファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

## ＜商品分類および属性区分＞

| ファンド名 | 商品分類 | | |
|---|---|---|---|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
| Aコース（為替ヘッジあり）<br>Bコース（為替ヘッジなし） | 追加型 | 内　外 | 債　券 |

| ファンド名 | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ※2 |
| Aコース（為替ヘッジあり） | その他資産<br>（投資信託証券※1） | 年12回<br>（毎月） | グローバル<br>（日本を含む） | ファンド・オブ・<br>ファンズ | あ　り<br>（フルヘッジ） |
| Bコース（為替ヘッジなし） | その他資産<br>（投資信託証券※1） | 年12回<br>（毎月） | グローバル<br>（日本を含む） | ファンド・オブ・<br>ファンズ | な　し |

※1　投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 一般」です。
※2　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主として米ドル建て米国債券*に投資し、各債券種類への投資比率を機動的に変更することで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

●円建ての外国投資信託「DIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンド」への投資を通じて、実質的に米ドル建て米国債券に投資します。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、外国投資信託の流動性およびファンドの資金動向等を勘案の上決定します。

●外国投資信託の実質的な運用は、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーが行います。

●外国投資信託の運用では、各債券種類への投資比率を機動的に変更します。

*主要投資対象となる米ドル建て米国債券の主な種類は、米国の国債、政府機関債、モーゲージ債、投資適格社債、ハイイールド債等です。なお、米ドル建て非米国社債等に投資する場合があります。

### 2 為替ヘッジを行う「Aコース（為替ヘッジあり）」と、為替ヘッジを行わない「Bコース（為替ヘッジなし）」を、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。

●Aコース（為替ヘッジあり）については、投資対象とする外国投資信託において、原則として為替予約取引を活用して為替ヘッジを行います。この為替ヘッジによりファンドの為替変動リスクは低減され、より安定的な値動きが期待されます。

●Bコース（為替ヘッジなし）については、投資対象とする外国投資信託において、原則として為替ヘッジを行いません。このため、米ドル（対円）の動きに影響を受けます。

●各コース間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。
スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、購入時手数料がかかる場合があります。
くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

### 3 毎月分配を行うことをめざします。

●毎月23日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

•上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

•分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

**投資信託から分配金が支払われるイメージ**

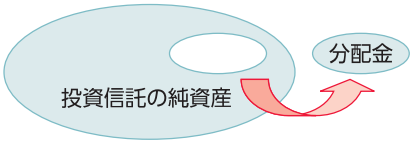


◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

**計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合**

**計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**

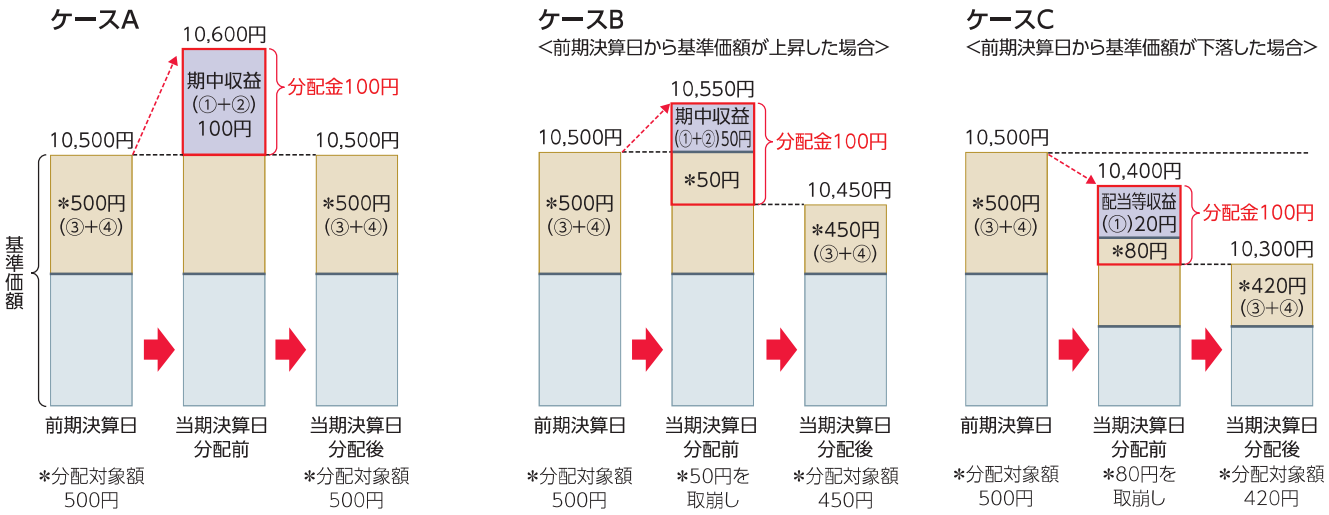


上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

**分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合**

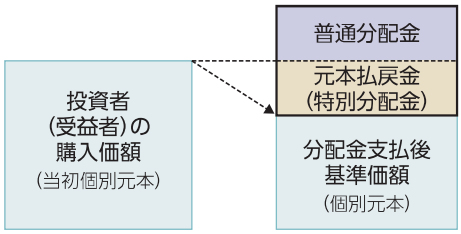


※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

**分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合**

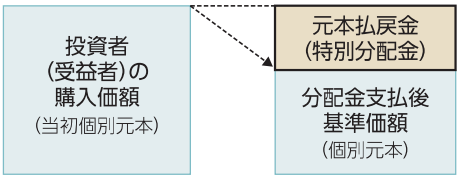


普通分配金　　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# ファンドの目的・特色

●各ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度※が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
●各ファンドが実質的な主要投資対象とする米ドル建て米国債券には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

## ファンドの仕組み

**ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。**

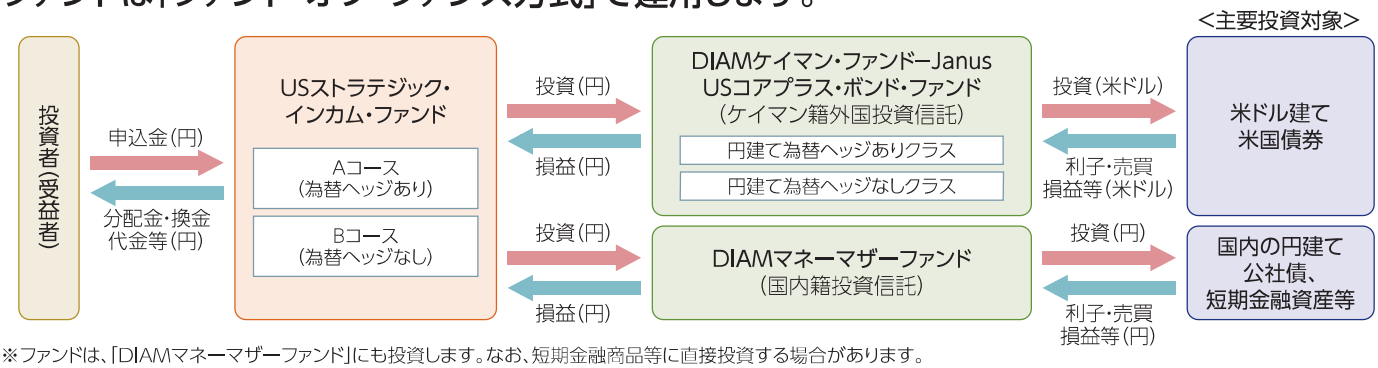


※ファンドは、「DIAMマネーマザーファンド」にも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ストラテジック・インカム戦略

ストラテジック・インカム戦略では、市場環境の変化をとらえ、それに応じて値動きの異なる各債券種類への投資比率を機動的に変更し、より安定した収益の確保をめざします。

### 各債券種類への投資比率変更の例

**景気拡大局面**（金利上昇局面）
景気拡大が見込まれるときには、投資適格社債、ハイイールド債などの投資比率の引き上げ等を行います。

**景気減速局面**（金利低下局面）
景気減速が見込まれるときには、国債、政府機関債、モーゲージ債などの投資比率の引き上げ等を行います。

**景気回復局面**（金利上昇局面）
景気回復が見込まれるときには、投資適格社債、ハイイールド債などの投資比率の引き上げ等を行います。

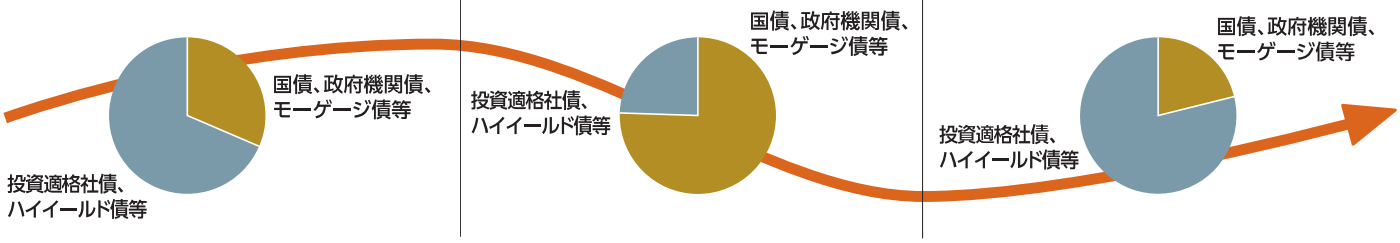


| 景気拡大局面 | 景気減速局面 | 景気回復局面 |
|---|---|---|
| この局面では…<br>●企業業績の向上・財務内容の改善<br>●格付の引き上げ（社債）<br>●インフレ率の上昇<br>●国債価格の下落　など | この局面では…<br>●企業業績の悪化・財務内容の悪化<br>●格付の引き下げ（社債）<br>●インフレ率の低下<br>●国債価格の上昇　など | この局面では…<br>●企業業績の向上・財務内容の改善<br>●格付の引き上げ（社債）<br>●インフレ率の上昇<br>●国債価格の下落　など |

※上記はイメージであり、実際と異なる場合があります。また、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※上記は景気動向および資産配分、景気局面での事象の一例を示したものであり、すべてを網羅したものではありません。また、今後の景気や市場の展望を示唆・保証するものではありません。

### 景気拡大（回復）局面で優位

**投資適格社債**
投資適格の格付（BBB格相当以上）を有する社債。信用リスクがあるため、国債より高い利回りを有する。

**ハイイールド債**
信用力が比較的低い（BB格相当以下）社債。高い利回りが期待できる反面、価格変動が大きい。

### 景気減速局面で優位

**国債**
政府が発行する債券。高い信用力と流動性を有する。

**政府機関債**
政府系機関が発行する債券。国債に準ずる高い信用力と流動性を有する。

**モーゲージ債**
住宅ローン債権を担保とし、多くは政府系機関から保証または発行される証券。
期限前償還リスクがあるため国債より高い利回りを有する。

※上記は、米国の各債券の概要に関する一般的な説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。
※格付はS&Pの表記方法で表示しています。

## モーゲージ債とは～もっと知りたいあなたへ～

モーゲージ債の大部分は政府系機関から発行・保証されているため、信用力は非常に高いものとなっています。また、一般的に金利上昇局面では同年限の国債に比べ下落幅が小さいことも特徴です。

※上記は、モーゲージ債の一般的な仕組みを示したイメージであり、すべての仕組みを説明したものではありません。

（出所：各種資料をもとに委託会社作成）

上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※上記は、委託会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。
※上記における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

■各ファンド
①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
②外貨建資産への直接投資は行いません。
③デリバティブ取引の直接利用は行いません。
④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
⑤1発行体等あたりの各ファンドの純資産総額に対する実質比率は、原則として、35%以内とします。

## 追加的記載事項

■各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

| | |
|---|---|
| ファンド名 | DIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンド　円建て為替ヘッジありクラス<br>DIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンド　円建て為替ヘッジなしクラス |
| 形態 | ケイマン籍円建て外国投資信託 |
| 主要投資対象 | 米ドル建て米国債券(*)を主要投資対象とします。<br>(*)主要投資対象となる米ドル建て米国債券の主な債券種類は、米国の国債、政府機関債、モーゲージ債、投資適格社債、ハイイールド債等です。なお、米ドル建て非米国社債等に投資する場合があります。 |
| 投資態度 | ①主として米ドル建て米国債券への投資を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。<br>•「ブルームバーグ・米国総合インデックス」(注)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る成果をめざします。<br>•企業ファンダメンタルズに基づくクレジット・リサーチにより、銘柄選択を行います。<br>•各種債券セクターへの投資比率を機動的に変更します。<br>②ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク対比で125%から60%の範囲を目安とします。<br>③投資する証券の平均格付(*)は、BBB−格相当以上とします。<br>(*)平均格付は時価加重平均で判定します。<br>④ハイイールド債券(*)への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の35%以内とします。<br>(*)ハイイールド債券とは、格付会社3社のうち1社以上によって、BB+格相当以下に格付されている債券をさします。<br>⑤同一発行体の発行する債券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、米国国債、米国政府機関債、およびモーゲージ債を除きます。なお、同一の政府支援機関が発行または保証等を行う債券（モーゲージ債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。<br>⑥原則として、現金および現金等価物への投資は信託財産の純資産総額の10%以内とします。<br>⑦組入外貨建資産については、円建て為替ヘッジありクラスでは、原則として米ドル売り円買いによる対円での為替ヘッジを行います。円建て為替ヘッジなしクラスでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。<br>⑧デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。米国債先物をファンド全体のデュレーション・コントロールに活用する場合等があります。<br>⑨ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。<br>(注)「Bloomberg®」およびブルームバーグ・米国総合インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはアセットマネジメントOne株式会社とは提携しておらず、また、DIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンド　円建て為替ヘッジありクラス、DIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンド　円建て為替ヘッジなしクラスを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、DIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンド　円建て為替ヘッジありクラス、DIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンド　円建て為替ヘッジなしクラスに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。 |
| 債券運用プロセス | 市場環境の変化をとらえ、各債券種類への投資比率を機動的に変更し、資産の長期的な安定成長をめざします。<br>❶ 企業調査や債券市場などの多角的な情報から、独自のマクロ経済見通しを策定<br>❷ 個別企業の調査・分析に基づき、社債の投資比率を決定し、銘柄を選別<br>❸ 社債以外の各種債券の投資魅力度を判断し、投資比率を決定<br>ポートフォリオの構築<br>※2026年2月末現在<br>（出所：ジャナスの情報をもとに委託会社作成） |

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

| | |
|---|---|
| 主な投資制限 | ①原則として、株式への投資は行いません。(ただし、コーポレートアクション等により取得した場合、可能な限り速やかに売却することとします。)<br>②転換社債への投資は可としますが、原則として株式への転換は不可とします。<br>③有価証券の空売りは行いません。<br>④流動性に欠ける資産への投資は、信託財産の純資産総額の15%を超えないものとします。<br>⑤信託財産の純資産総額の10%を超える借入は行いません。<br>⑥投資信託証券(上場投資信託証券を含みます。)への投資は行いません。<br>⑦金融商品取引法上の有価証券および有価証券関連デリバティブ取引への投資比率は信託財産総額の50%以上とします。 |
| 主要関係法人 | 投資顧問会社:アセットマネジメントOne株式会社<br>副投資顧問会社:ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシー<br>受託会社:CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド<br>管理事務代行会社:ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店<br>保管銀行:米国みずほ銀行※<br>※ステート・ストリート・コーポレーションによる米国みずほ銀行の海外カストディ事業の買収に関連し、2026年6月を目途に保管銀行が「ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店」に変更される予定です。上記は、本書作成日(2026年3月)時点の情報です。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対して年率0.49%程度<br>(注)ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。 |
| その他の費用 | 信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立にかかる費用はファンドが負担します。 |

## ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーについて

ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシー(以下、ジャナス)は、世界有数のアクティブ運用会社であるジャナス・ヘンダーソン・グループの一員です。
グループの総運用資産残高は約4,932億米ドルに上ります(2025年12月末時点)。
創業以来、一貫して資産運用に専念。揺るぎない投資哲学と豊富な専門知識、グローバルに広がるネットワークを基盤に、様々な資産運用戦略の提供に取り組み、確かな実績を築いています。

(出所:ジャナスの情報をもとに委託会社作成)

| | |
|---|---|
| ファンド名 | DIAMマネーマザーファンド |
| 主要投資対象 | 国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産 |
| 投資態度 | ①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA−格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。<br>(*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。<br>②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。<br>③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 |
| 運用会社(委託会社) | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 信託報酬 | ありません。 |

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

### 金利リスク

**金利の上昇（債券の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。**

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。ファンドが実質的に投資するハイイールド債は、こうした金利変動の影響をより大きく受ける可能性があります。

### 為替リスク

Aコース（為替ヘッジあり）

**為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。**

ファンドは、実質組入外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

Bコース（為替ヘッジなし）

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

### 信用リスク

**投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。**

ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。ファンドが実質的に投資するハイイールド債は、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

### 流動性リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。ファンドが実質的に投資するハイイールド債は、格付の高い債券に比べ市場規模や取引量が少なく、市況動向等によっては取引機会を急激に逸失するなど、流動性リスクが大きくなる場合があります。

# 投資リスク

**期限前償還リスク**

**住宅ローンの期限前償還の増減は、モーゲージ債の金利感応度を変化させ、基準価額の変動要因となる場合があります。**

モーゲージ債の原資産である住宅ローン等は、一般的に金利が低下すると借り換えによる返済が増え、金利が上昇すると借り換えによる返済が減少する傾向があり、モーゲージ債の価格は上下します。ファンドは、実質的にモーゲージ債に投資しますので、住宅ローン等の期限前返済の増減にともなう金利感応度の変化により基準価額が上下したり、基準価額が大きく下がる場合があります。

**再投資リスク**

**モーゲージ債の期限前償還等により再投資する場合は、金利低下時には利回りが低下し、債券価格が下落する場合があります。**

投資したモーゲージ債の期限前償還などにより生じた金銭は、その時の実勢金利にて再投資しなければならないため、金利低下局面では、再投資後の利回りが、当初期待した利回りより低くなることがあり、当該債券の価格は下落する場合があります。したがって、モーゲージ債の期限前の償還金の増減により、基準価額が上下します。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 「Aコース（為替ヘッジあり）」「Bコース（為替ヘッジなし）」の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

# 投資リスク

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

#### Aコース（為替ヘッジあり）

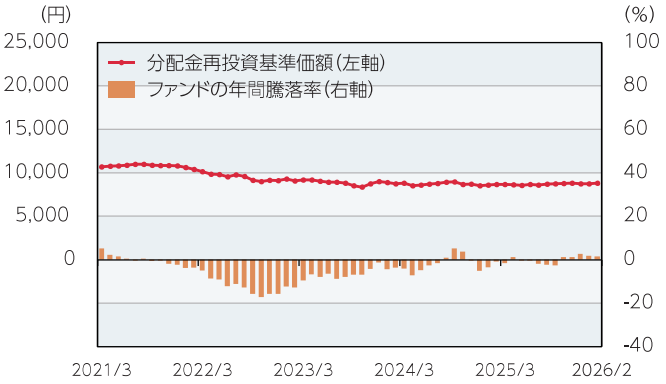


#### Bコース（為替ヘッジなし）

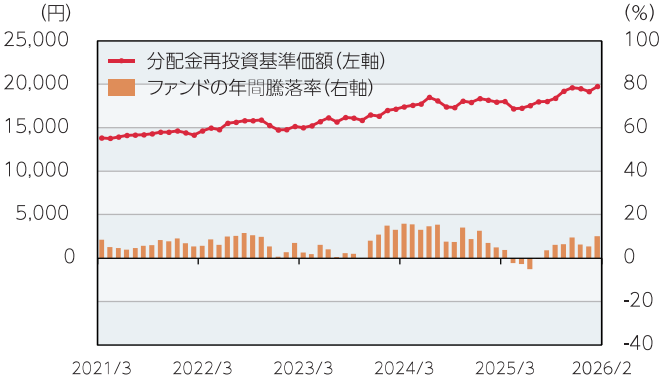


*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

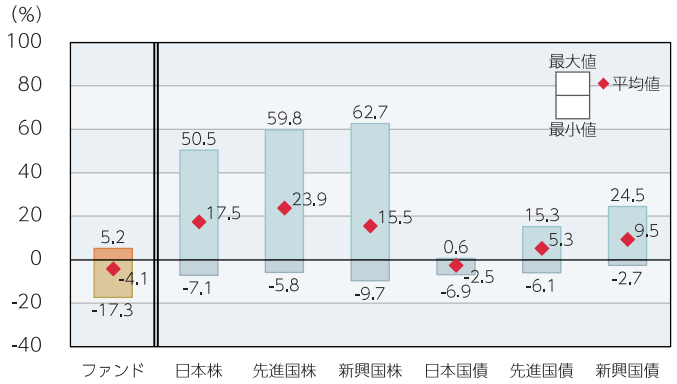


2021年3月～2026年2月

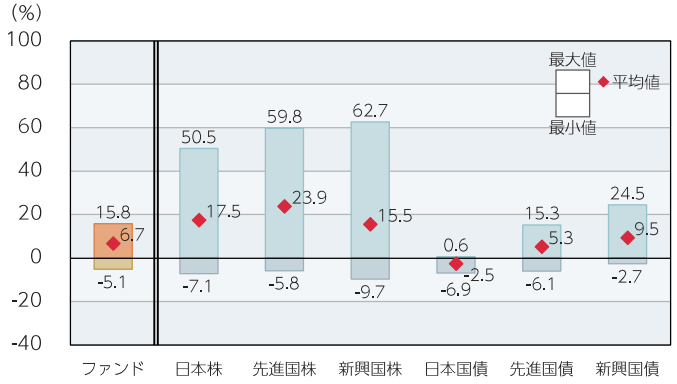


2021年3月～2026年2月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

| | | |
|---|---|---|
| 日本株 | 東証株価指数（TOPIX）（配当込み） | 「東証株価指数（TOPIX）」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース） | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） | 「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース） | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

（注）海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

# 運用実績

データの基準日:2026年2月27日

## 基準価額・純資産の推移《2016年2月29日～2026年2月27日》

### Aコース(為替ヘッジあり)

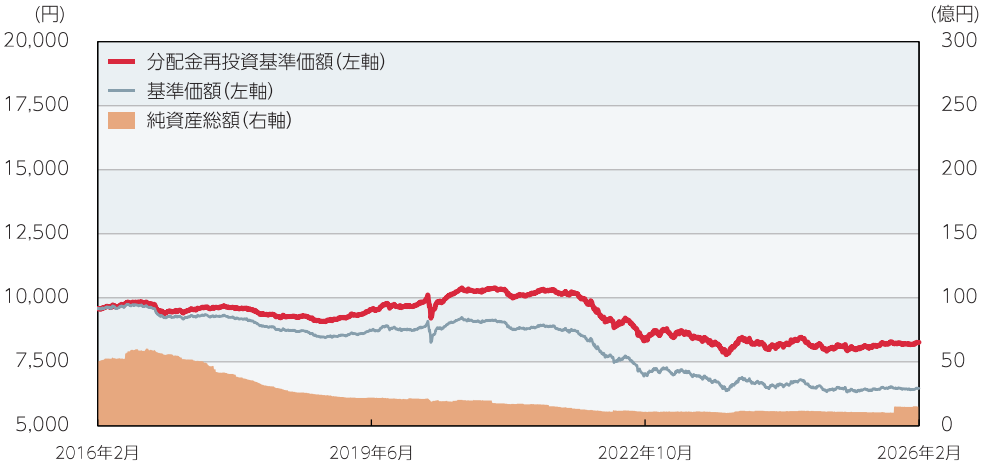


### Bコース(為替ヘッジなし)

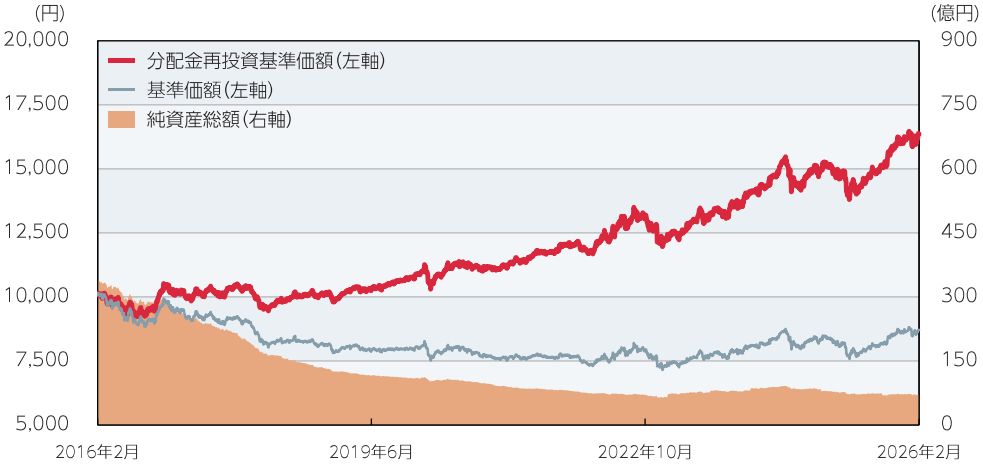


※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2013年3月8日)

## 分配の推移(税引前)

### Aコース(為替ヘッジあり)

| | |
|---|---|
| 2025年10月 | 10円 |
| 2025年11月 | 10円 |
| 2025年12月 | 10円 |
| 2026年 1月 | 10円 |
| 2026年 2月 | 10円 |
| 直近1年間累計 | 120円 |
| 設定来累計 | 2,660円 |

### Bコース(為替ヘッジなし)

| | |
|---|---|
| 2025年10月 | 25円 |
| 2025年11月 | 25円 |
| 2025年12月 | 25円 |
| 2026年 1月 | 25円 |
| 2026年 2月 | 25円 |
| 直近1年間累計 | 300円 |
| 設定来累計 | 7,250円 |

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■USストラテジック・インカム・ファンド　Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

### Aコース(為替ヘッジあり)

■組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | DIAMケイマン・ファンドーJanus　USコアプラス・ボンド・ファンド　円建て為替ヘッジありクラス | 97.29 |
| 2 | DIAMマネーマザーファンド | 0.07 |

### Bコース(為替ヘッジなし)

■組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | DIAMケイマン・ファンドーJanus　USコアプラス・ボンド・ファンド　円建て為替ヘッジなしクラス | 98.80 |
| 2 | DIAMマネーマザーファンド | 0.03 |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 運用実績

データの基準日:2026年2月27日

## ■DIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンド

※ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーの現地月末データを基に作成しています。
※比率はDIAMケイマン・ファンドーJanus USコアプラス・ボンド・ファンドの純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種別 | クーポン(%) | 償還日 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | United States Treasury Note/Bond | 国債 | 4.125 | 2036/2/15 | 6.0 |
| 2 | United States Treasury Note/Bond | 国債 | 4.625 | 2046/2/15 | 3.5 |
| 3 | United States Treasury Note/Bond | 国債 | 4.625 | 2055/11/15 | 3.2 |
| 4 | United States Treasury Note/Bond | 国債 | 3.500 | 2027/10/31 | 2.2 |
| 5 | United States Treasury Note/Bond | 国債 | 3.375 | 2027/11/30 | 2.1 |
| 6 | Fannie Mae or Freddie Mac | モーゲージ債 | 6.000 | 2026/3/12 | 2.1 |
| 7 | Freddie Mac Pool | モーゲージ債 | 3.500 | 2047/12/1 | 1.0 |
| 8 | CF Hippolyta Issuer LLC | その他証券化資産 | 6.110 | 2062/8/15 | 1.0 |
| 9 | Bayview MSR Opportunity Master Fund Trust 2021-INV4 | その他証券化資産 | 4.517 | 2051/10/25 | 0.9 |
| 10 | Mello Mortgage Capital Acceptance 2021-INV3 | その他証券化資産 | 4.647 | 2051/10/25 | 0.9 |

## ■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 460回　利付国庫債券(2年) | 国債証券 | 日本 | 0.3 | 2026/5/1 | 14.43 |
| 2 | 1300回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2026/4/20 | 14.43 |
| 3 | 1358回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2026/4/27 | 14.42 |
| 4 | 1313回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2026/6/22 | 14.41 |
| 5 | 1354回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2026/7/10 | 14.40 |
| 6 | 1338回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2026/10/20 | 7.18 |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 運用実績

データの基準日:2026年2月27日

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

Aコース(為替ヘッジあり)

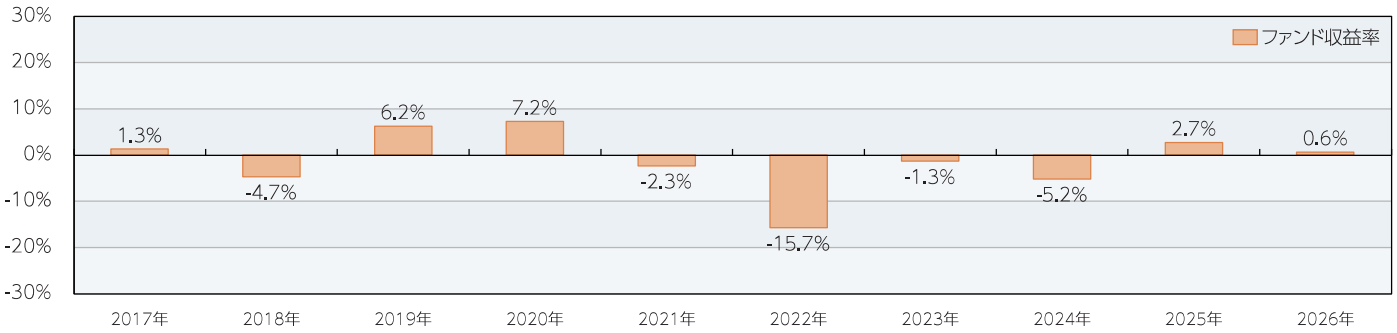


Bコース(為替ヘッジなし)

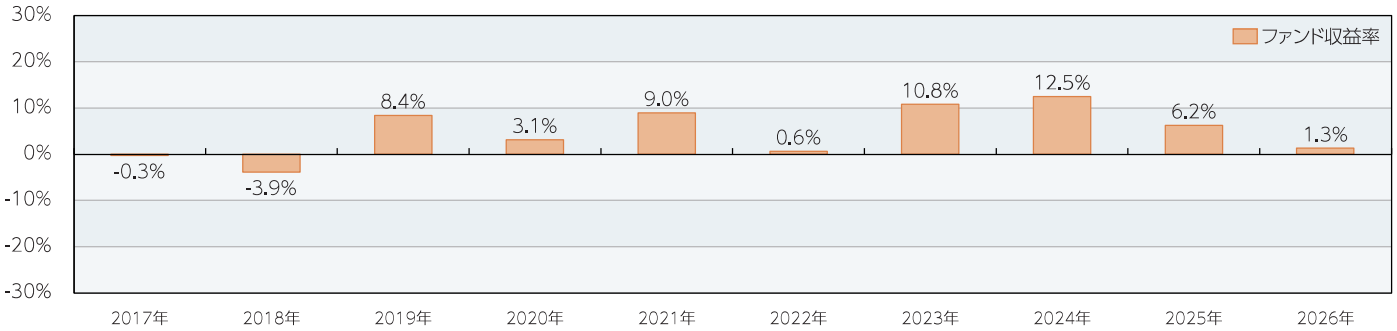


※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位（当初元本1口=1円） |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。） |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入の申込期間 | 2026年5月23日から2026年11月24日まで<br>※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 購入・換金申込不可日 | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。<br>•ニューヨーク証券取引所の休業日　•ニューヨークの銀行の休業日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2028年2月24日まで（2013年3月8日設定） |
| 繰上償還 | 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。<br>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。<br>•受益者のために有利であると認める場合。<br>•各ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。<br>•やむを得ない事情が発生した場合。 |
| 決算日 | 毎月23日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにおいて5,000億円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.am-one.co.jp/）に掲載します。 |
| 運用報告書 | 2月、8月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。<br>各ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |
| スイッチング | 「USストラテジック・インカム・ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。<br>スイッチングとは、すでに保有しているファンドを換金すると同時に他のファンドの購入の申込みを行うことをいい、ファンドの換金代金が購入代金に充当されます。<br>スイッチングの際には、ご換金時の費用（信託財産留保額）がかかるほか、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。<br>※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。 |

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。<br>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="2">換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。</td></tr>
<tr><th colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用<br>(信託報酬)</td><td>各ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.814%(税抜0.74%)<br>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳(税抜)</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.25%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.45%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.04%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>投資対象とする外国投資信託</td><td>外国投資信託の純資産総額に対して年率0.49%程度<br>(注)ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.304%(税抜1.23%)(概算)<br>※上記は各ファンドが投資対象とする外国投資信託を高位に組入れた状態を想定しています。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="2">その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>•信託事務の処理に要する諸費用<br>•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等<br>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。<br>※投資対象とする外国投資信託においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</td></tr>
</table>

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 手続・手数料等

## （参考情報）ファンドの総経費率

| ファンド名 | 総経費率（①+②） | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|---|---|---|---|
| Aコース（為替ヘッジあり） | 1.32% | 0.81% | 0.51% |
| Bコース（為替ヘッジなし） | 1.33% | 0.81% | 0.51% |

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2025年8月26日～2026年2月24日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※投資対象とする外国投資信託（以下、投資先ファンドといいます。）にかかる費用は、その他費用（②）に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

# MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

# MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

Asset
Management
One